

長浜市結婚相談のご利用について

長浜市では、長浜市に在住する結婚を希望する独身の方、結婚後長浜市に住むことを希望する方の結婚を支援しています。

《 結婚相談 》

- 市内2箇所の相談会場で、市から委嘱された結婚相談員が相談を受け付けています。
- 本人からの申込、相談といたします。また登録後の結婚相談は、相談会場にて受け付けます。
- 相談会場は次の2会場です。

湖北まちづくりセンター …… 長浜市湖北町速水 2745

木之本まちづくりセンター …… 長浜市木之本町木之本 1757-2

- 予約は不要で相談は無料です。
(相談日時は、市広報やホームページに掲載しています。)
- いずれの会場でも提供できる情報は同じです。

《 結婚相談登録の対象者 》

- 長浜市在住、在勤、または結婚後長浜市に住む意思のある20歳以上の独身者。
- 反社会的勢力に該当する場合は、結婚相談登録の対象外となります。

《 登録の手続き等 》

- 登録は無料です。
- 登録の手続きは、相談会場にて、結婚を希望される方本人に行っていただきます。
- 登録申込時には下記の提出をお願いします。

※長浜市結婚相談申込書・プロフィールカード（相談会場での配布やHPからのダウンロードも可能です）

※本人確認資料 運転免許証など公共機関が発行した顔写真入りの証明書、健康保険証など

- ※独身証明書
 - 市民課（本庁舎内）、くらし窓口課（北部合同庁舎内）、各市民サービス窓口で交付をしています。（手数料必要、コンビニでの交付は不可）
 - 本籍地が長浜市以外の方は、本籍地のある市町村での交付が必要です。
 - 交付日より3か月以内のものを持参ください。

- 本人の写真2枚（登録用と紹介用）が必要です。

※登録にふさわしい写真をご用意ください。

写真や申込書の記入方法などについては、結婚相談員がアドバイスさせていただきます。

- 登録の有効期限は3年間です。

※登録日は登録申込後に開催する、最初の結婚相談員会開催日となります。

- 登録の有効期限までに登録を取り消される場合は、速やかに相談員に申し出てください。

※登録抹消日は退会申し出後に開催する、最初の結婚相談員会開催日となります。

〈裏面に続く〉

- 引き続き登録（再登録）を希望される場合は、新たに申込書等の提出が必要です。
再登録の手続きがない場合は、自動的に登録抹消となりますのでご承知おきください。
- 当結婚相談で知り得た全ての個人情報や、紹介を受けた相手の情報は、秘密を厳守し、第三者には絶対に漏らさないでください。
- 本市へ登録されている期間中は、本市が委託する「湖北地域農業センター」の結婚相談事業にも登録されますので、ご了承ください。

《 ご紹介・交際等 》

- ご成婚に向け積極的な活動をお願いします。
- 両者（登録者）の了解を得てお見合いの機会を設けます。
- 登録状況によって、ご紹介までに日数を要する場合や、なかなかご紹介できない場合もあります。
- お見合い等にかかる費用（飲食費等）は、当事者同士の負担となります。
- ご紹介後、交際を希望されるか否かについては、担当相談員にご報告をお願いします。
- お互いマナーを守り、それぞれの責任において交際をしてください。
- 交際をやめられるときや、ご結婚されるとき等は担当相談員に連絡してください。
- ご紹介後の交際や結婚は、本人の意思となります。トラブル等について、長浜市結婚相談としての責任は負いかねますのでご了承ください。
- ご紹介に関するお問い合わせ等については、原則、本人からとさせていただきます。

《 登録の抹消 》

- 結婚相談申込書などの提出書類に虚偽の記載があった場合
- 不正な行為や不適切な言動等があった場合
- 相談員の指示、指導に従わなかった場合
- 相談員への迷惑行為と事務局が判断した場合（執拗なメールや電話、過度な要求、暴言など）
- その他、登録者として不適当と事務局が判断した場合

《 個人情報の利用目的、取り扱い 》

- 結婚相談申込書の記載事項等について、結婚支援事業の目的以外に使用することはありません。
- 結婚相談員は、お相手をお探しする場合や相手の紹介目的など本事業目的遂行のため、登録者の情報を共有します。
- 提出いただいた書類、写真などは返却することができませんので、ご了承ください。
- 登録者と相談員のやり取りについては相談員同士および事務局と共有する場合があります。